

農業委員会等に関する法律の改正に伴う農業委員会の委員等の定数について

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、平成28年4月からの農業委員の選出方法が、選挙制と市長の選任制から、議会の同意を要件とする市長の任命制へ変更となります。

また、新たに、農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農地等の利用の効率化及び高度化の促進活動を行うために、農地利用最適化推進委員を農業委員会の委嘱により設置することになります。

つきましては、農業委員会等に関する法律に基づき、政令で定める基準に従い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めるものです。

農業委員会の委員の定数 14人

○ 農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令第5条より

区分		改正後の農業委員の上限
(1) 次のいずれかの農業委員会 ①農業者の数が1,100以下の農業委員会 ②農地面積が1,300ha以下の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	14人
	推進委員を委嘱しない農業委員会	27人
(2) (1)及び(3)以外の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	19人
	推進委員を委嘱しない農業委員会	37人
(3) 農業者の数が6,000をこえ、かつ、農地面積が5,000haを超える農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	24人
	推進委員を委嘱しない農業委員会	47人

農地利用最適化推進委員の定数 12人

○ 農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令第8条より

農地利用の最適化の推進のための現地活動が支障なく行えるよう、農業委員会の区域内の農地面積の100haに1人の割合で配置できることとする。

● 山県市の耕地面積 1,180ha（農林統計より）